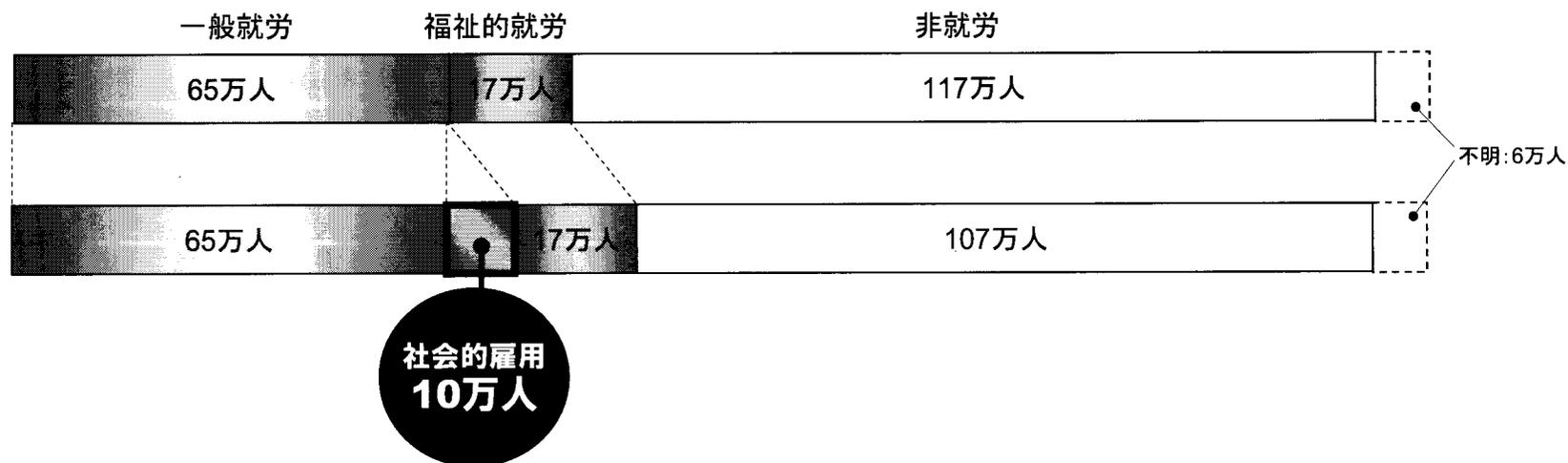


【提案！】障害者10万人就労化計画



社会的雇用制度の創設により、10万人の非就労障害者が就労にシフトすると

年間430億円の 社会的コスト削減につながります！！

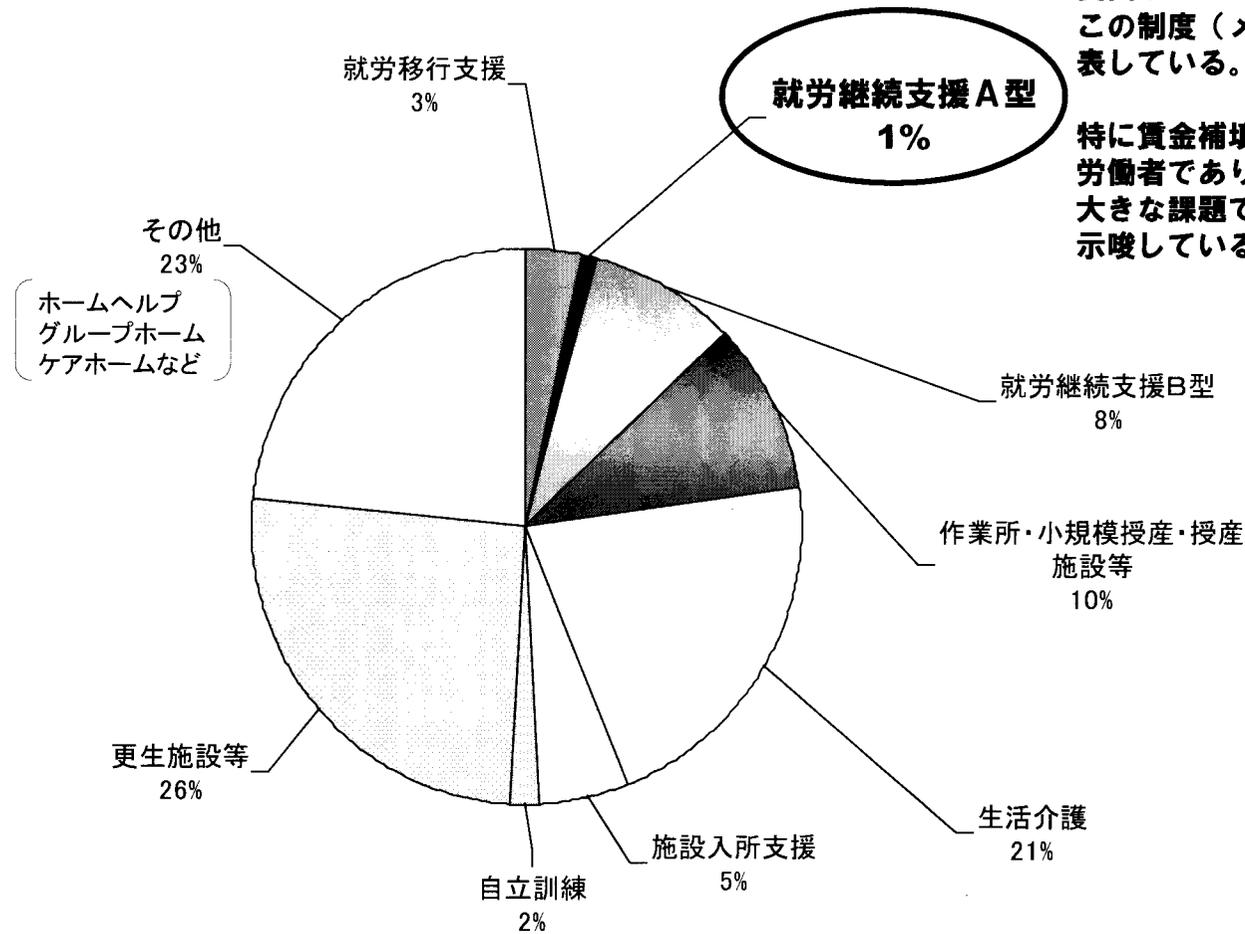
* p.6「非就労の場合の社会的コスト」モデルケース1～3の就労による効果を平均し、年額に引き直して10万人を乗じた試算

社会的雇用制度を国家戦略に位置付け、「障がい者総合福祉法(仮称)」で法制化を！

20万人なら860億円、30万人なら1,290億円の社会的コスト削減になります。

(参考1) 障害者制度への国の支出の内訳

厚生労働省の自立支援給付費(平成20年度)
約5千億円の内訳



障害者自立支援法の重点項目であるA型への支出が1%にとどまっていることは、この制度（メニュー）が広がらなかったことを表している。

特に賃金補填システムがない点、労働者でありながらサービス利用者でもある点は、大きな課題であり、社会的雇用のめざす方向を示唆している。

(参考2) 就労3類型比較表

	一般就労	社会的雇用	福祉的就労
障害者の働く場所	一般企業、事務所・工場・ 商店・自営など	社会的雇用事業所	作業所、授産施設など
障害者の位置付け	労働者	労働者	福祉制度の利用者
障害の程度	軽度から中度まで	中度から重度まで	軽度から重度まで
健常者の位置付け	労働者	労働者	福祉制度の指導員など
公的補助（運営費）	なし	あり	あり
公的補助 （障害者賃金への補填）	あり（最長2年）	あり（期限なし）	なし
障害者賃金の水準	15万円／月程度	9万円／月程度	2万円／月程度
* 最低賃金制	適用	適用	非適用（工賃）
規模	5人から数万人程度	10人から50人程度	50人から100人程度 （自立支援法は障害者20人以上）
* 経営主体	株式会社ほか	NPO法人、個人事業主ほか	社会福祉法人ほか
* 経営目的	利潤獲得	障害者の自己実現	障害者の自己実現 （生きがい就労）
* 優遇税制	なし（原則として）	（法人格による）	あり
* 費用徴収	なし	なし	あり

* の一般就労と福祉的就労は、「障害者の就労支援はどうあるべきかー新たな中間的就労の創造的開発を！ー」京極高宣氏論文（職リハネットワーク2009年9月）を参考

(参考3) 箕面市の「障害者事業所」制度

(箕面市単費事業)

助成の要件

- ・職業的重度障害者の雇用実数が4人以上かつ雇用割合が30%以上
- ・障害者雇用及び職種開拓・職域拡大に向けた事業内容を社会的に明示
- ・障害者雇用に関して箕面市・箕面市障害者事業団との連携を保持
- ・事業所内外で人権・福祉問題の啓発実施
- ・事業所の経営機関への障害者自身の参画
- ・労働保険(労災保険、雇用保険)の適用事業所
- ・事業所としての経営努力

助成金額

- ①障害者助成金 : 支払賃金の4分の3相当額(上限約118万円/年/人)
- ②援助者助成金 : 定額補助(135万円/年/人、雇用障害者8人までは2人、以降5人ごとに1人増)
- ③作業設備等助成金 : 定額補助(雇用障害者8人までは192万円/年、以降5人ごとに102万円/年)

※(財)箕面市障害者事業団を通じて助成、65人の障害者の雇用を生み出し、社会福祉費の抑制にも結果的につながっている。

当面の課題

- 箕面市の単独負担による**制度維持・規模の限界**
- 障害者自立支援法との整合性(**社会的位置付けが不安定**)
- 対象障害者の固定化(限られた財源枠で**新たな受け入れが困難**)



法制化による

- ・ **制度の安定**
- ・ **財源の安定**

が不可欠

(参考4) 滋賀県の「社会的事業所」制度 (滋賀モデル)

(滋賀県及び県内3市の事業)

助成の要件

(滋賀県社会的事業所設置運営要綱から)

- ・障害者従業員の雇用実数が5人以上20人未満でかつ雇用割合が50%以上
- ・就労を継続し、維持できるように支援する機能を有していること
- ・事業所内外で障害者理解等の啓発実施
- ・事業所の経営意思決定に障害者従業員が参画
- ・従業員全員との雇用契約の締結
- ・労働保険(労災保険、雇用保険)の適用事業所
- ・事業所としての経営方針・経営計画が適切であるとともに、利益を上げるための経営努力がなされていること

助成金額

(大津市補助金交付要綱から)

- ①運営費に対して : 障害者従業員1人当たり月額7万5千円(補助基準額、以下同)
- ②管理費に対して : 事業所1箇所当たり年間100万円
- ③特別加算額 : 社会的事業所の営業力強化や経営能率向上のための営業担当職員の配置に必要な経緯(但し、補助開始後3年限りとする) 事業所1箇所当たり年間323万2千円
- ④ 重度加算費 1人当たり月額4千円

滋賀モデルについての紹介 (平成17年厚生労働白書から)

- ・平成12年(2000年) 事業所型共同作業所 → 平成17年(2005年) 社会的事業所
(障害者の1/2以上との雇用契約 → 全員との雇用契約)福祉の枠組みから労働の取り組みに
- ・小規模な事業主体による障害者雇用を支援する仕組みの創出
- ・福祉関係者と企業との連携の深化、障害者雇用企業や団体等による支援ネットワークづくりを目指している
- ・障害者の自立に向けた就労支援施策を、地域主体で総合的に推進する新しいモデルとして期待される

*(第1部 第2章 第2節 2(2)地域の特性に応じた障害者の福祉及び雇用に関する取組み (地方自治体における障害者の福祉及び雇用に関する取組みの具体例) から抜粋)

(参考5) 社会的コストのモデル試算

箕面市在住・38歳・身体障害者手帳1級所持者を想定。サービスに係るコスト単価は箕面市のサービスを元に計算

国・府・市が支給する給付費等

ケース	項目	月額(円)	単価(円)	日数	備考
社会的雇用制度を利用して 就労した場合のコスト	社会的雇用制度のコスト				
	運営費等の補助	101,680	5,084	20	就労継続支援A2の単価
	賃金補填	70,000			
	その他の支援のためのコスト				
	ヘルパー派遣	127,830	4,261	30	朝1時間、身体介護
	ヘルパー派遣	127,830	4,261	30	夜1時間、身体介護
	トータルコスト	427,340			
非就労の 場合のコスト モデルケース1 生活保護受給者	生活保護費				
	生活扶助	83,700			
	住宅扶助	42,000			
	障害者加算	26,850			
	障害基礎年金	▲82,510			
	障害福祉サービス				
	ヘルパー派遣	127,830	4,261	30	朝1時間、身体介護
	ヘルパー派遣	127,830	4,261	30	昼1時間、身体介護
	ヘルパー派遣	127,830	4,261	30	夜1時間、身体介護
		トータルコスト	453,530		
モデルケース2 在宅	障害福祉サービス				
	ヘルパー派遣	127,830	4,261	30	朝1時間、身体介護
	ガイドヘルパー	244,640	12,232	20	昼間5時間、移動支援
	ヘルパー派遣	127,830	4,261	30	夜1時間、身体介護
	トータルコスト	500,300			
モデルケース3 生活介護への通所	障害福祉サービス				
	ヘルパー派遣	127,830	4,261	30	朝1時間、身体介護
	生活介護	170,000	8,500	20	日中は生活介護へ通所
	送迎	10,000			生活介護の送迎
	ヘルパー派遣	127,830	4,261	30	夜1時間、身体介護
	トータルコスト	435,660			

